

倉敷市国際平和交流の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 国際平和交流の基本的施策（第7条—第17条）

第3章 雜則（第18条）

附則

国際化やヒト、モノ、情報が国境を超えて移動するグローバル化の進展により、地球規模での相互依存関係が急速に深まっている。市民生活と世界の動向が直接大きな関わりを持つ今日、国際社会において、その根底となる平和と安定は、地域においても重要な課題となっており、市民一人ひとりが、国際社会の一員として、平和への意識を持ち、その実現に向けて国際交流や国際協力・貢献を推進することがこれまで以上に必要となってきている。

一方、我が国に在住する外国人の増加に伴い、日常的に外国人と接し、異文化に触れる機会が増大している現在、相手の立場を理解し、互いに文化や慣習を尊重しつつ、共に生活していく多文化共生社会への対応が求められている。

こうした取組は、世界の現状を知り、平和な社会の維持の重要性を再認識する機会となるとともに、新たに市民、企業及び学術関係者等の活動領域を拡大することが可能となり、一方で地域の文化、歴史、芸術、観光資源などの魅力を再確認することが期待できる。これは、地域の活性化や市民の自らの個性や能力を生かした社会参加を通しての自己実現を図るものであるとともに、今後の国際社会に適応できる人材の育成にも寄与すると考えられる。

ここに、私たちは国際平和を目的とした世界の人々との様々な活動を国際平和交流として推進することにより、国際平和に寄与するとともに、市民福祉の向上と地域社会の発展を期待し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が市民、関係機関及び関係団体と連携し、又は協力し、国際平和交流を推進することにより、世界の人々と信頼関係を構築し、国際平和に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「国際平和交流」とは、国外又は国内において行われる次に掲げる活動をいう。

- (1) 世界の人々と互いの歴史、伝統、文化等の違いを認め合い、相互理解及び友好親善を目的とした活動（第7条において「国際交流」という。）
 - (2) 世界の人々が安心して豊かに生活できることを目指し、専門的技術、能力等を用いて協力し、及び支援する活動（第8条において「国際協力・貢献活動」という。）
 - (3) 世界の人々が互いの文化、慣習等を理解し、尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる社会の実現を目指す活動（第9条において「多文化共生社会の実現を目指す活動」という。）
- 2 この条例において「関係機関」とは、国際平和交流を推進する国際機関、国、他の地方公共団体等をいう。
- 3 この条例において「関係団体」とは、国際平和交流を推進する民間団体等をいう。

(基本原則)

第3条 市、市民、関係機関及び関係団体は、国際平和交流を推進するため、相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、国際平和交流を推進するための施策を策定し、実施するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、国際平和交流の意義を理解し、これに参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、自ら行う国際平和交流に対する市民の理解を深めるとともに、市民が参加し、及び協力しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 国際平和交流の基本的施策

(国際交流の推進)

第7条 市は、次世代を担う子どもたちが国際社会に対応し、世界で活躍できるよう青少年交流の推進に努めるものとする。

2 市は、海外の姉妹・友好都市との交流に加え、様々な分野における世界の都市との都市間交流の推進に努めるものとする。

(国際協力・貢献活動の推進)

第8条 市は、関係機関、関係団体等と役割を分担し、本市の特性及び独自性を生かした国際協力・貢献活動の推進に努めるものとする。

(多文化共生社会の実現を目指す活動の推進)

第9条 市は、多文化共生社会の実現を目指す活動を推進し、在住外国人が生活しやすい環境づくりに努めるものとする。

(国際理解の推進)

第10条 市は、国際平和交流における国際理解の重要性にかんがみ、国際理解に関する教育及び生涯学習を推進するよう努めるものとする。

(広報啓発活動)

第11条 市は、国際平和交流に対して市民の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(機会の提供)

第12条 市は、国際平和交流を推進するため、市民参加の機会の提供に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、国際平和交流に関する専門的知識及び技術を有する人材を育成するよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、国際平和交流について必要な調査及び研究を行うとともに、これらの活動の推進に関する情報提供を行うよう努めるものとする。

(環境の整備)

第15条 市は、国際平和交流を推進するための基盤の整備、ネットワークづくり等活動の拠点づくりに努めるものとする。

(民間活動の支援)

第16条 市は、国際平和交流を推進するため、関係団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、国際平和交流の推進に関する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雜則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。